② 技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート］の資格保有者。
③ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺ 近畿日本鉄道株式会社が認定する土木関係工事の「元請現場監督者認定証」を有する者を元請として配置できること。配置が必要となる期間は、Ｐ13橋脚からＰ14橋脚間の片持張出施工時（下部工後打ち部施工時、柱頭部施工時及び移動作業車組立分解時を含む）とする。（提出時の配置予定技術者からの変更は同様の資格保有者であれば可とする。）

⑻ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑼ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑽ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３ 施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴ 施工技術競争型総合評価方式の仕組み　本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶ 技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不適格とする。

⑷ 技術提案書の記載に関する事項
① 評価項目①に関する提案数に指定はないが評価項目②～④に対する提案数は、それぞれ最大３提案までとする。なお、３提案を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不適格とする。
② 技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は行わない。
③ 技術提案書は所定の様式により各評価項目にＡ４サイズ片面１枚に収めるものとし、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。
④ 所定の枚数を超えている場合、提案書（表形式で表現する場合の文字数、行数も含み）の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または、１ページあたりの行数が42行を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不適格とする。
⑤ 評価項目②～④は１提案に記載できる技術提案の内容は、２行以内、１行あたりの文字数は48文字以内（表形式で表現する場合の文字数、行数も含み）とし、この内容を評価の対象とする。なお、提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。
⑥ 評価項目④の技術提案については、将来の維持管理性の向上が期待できる内容を提案する。提案した内容について詳細設計において詳細な検討を行い、実施如何について決定する。
・工費の算出にあたっては小項目④の提案内容を考慮してはならない。
・評価項目①～③において提案した内容の履行が不可能となる提案は不採用とする。

⑸ 評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。

管理体制・手法
① 「品質管理」、「安全管理」及び「工程管理」に関して、適正に実施するための体制とその効果　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

品質管理
② コンクリートの劣化を予防するための更なる品質向上　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

安全管理
③ 高所作業及び上空作業における更なる安全対策（近畿日本鉄道湯の山線のみに対する対策は不適格とし、近畿日本鉄道湯の山線部分にも関連する提案については近畿日本鉄道湯の山線部分は評価対象外とする。）　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

維持管理性の向上
④ 詳細設計において検討を行う、維持管理性の向上を期待できる検討事項の提案　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。